

所管部課		会計課		部長		田代雄己		異
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について						
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1 要旨</p> <p>令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の施行、及び地方自治法施行規則の改正（7節賃金の削除）などに伴い、当該規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第37条（収入事務委託）及び第40条（納入後の手続）の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税等に関する文言の整理 ②第48条（請求書の添付書類等）の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員に支払う報酬等の記載事項の改正 ③第72条（資金前渡）の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「賃金」及び「学童保育所における児童の間食費に要する経費」の削除 ④別表（第5条、第7条関係）の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・市民課の出納員の担当事務における「市で発行する刊行物の売払代金の収納」の削除 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び④については公布の日から施行 ②及び③については令和2年4月1日施行 <p>(3) 影響及び効果</p> <p>関係法令や関係事務との整合性と当該規則の適正化が図られる。</p>								
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課による事前審査済</p>								
<p>3 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
<p>5 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。